

## 平成 29 年度幼児教育の推進体制構築事業成果報告書（概要）

## 【基礎情報】担当部署：北海道教育庁総務政策局教育政策課

① 規模																	
人口		5,370,807名（平成29年1月1日現在）															
② 幼児教育センター（名称：）																	
設置年度		・平成31年4月設置（予定）					設置形態		未定								
設置場所		未定					人数		未定								
主な業務内容		未定															
③ 幼児教育アドバイザー																	
名称		人数（単費内訳）			雇用形態				主な経歴								
幼児教育相談員		43名			謝金（43名）				・公私立幼稚園長 ・公私立保育所長 ・大学教員 ・スクールソーシャルワーカー								
幼児教育スーパーバイザー		1名			謝金（1名）				・大学教員								
主な業務内容		・幼児教育相談員：派遣要請のあった園や地域に出向き、要請内容に対する助言を行う。 ・幼児教育スーパーバイザー：派遣要請のあった園や地域に出向き、要請内容に対する助言を行うとともに、各種の研修会への運営参加や幼児教育相談員研修の講師を務める。															
派遣対象地域		・14管内中7管内（空知管内、石狩管内、胆振管内、渡島管内、上川管内、オホーツク管内、十勝管内） ※管内とは道及び道教委の優先機関である振興局及び教育局が所在する圏域のこと															
④ 全幼稚園数、認定こども園数、小学校数、保育所数（園）																	
幼稚園			幼保連携型 認定こども園			保育所				地方裁量型 認定こども園		小学校					
うち、幼稚園型 認定こども園						うち、保育所型 認定こども園											
438園			50園			155園				804園		73園		6園		1061校	
国	公	私	国	公	私	国	公	私	公	私	公	私	公	私			
2	56	380	-	3	47	-	15	140	271	533	25	48	-	6			
⑤ 訪問施設数（園）（平成30年3月31日時点）																	
幼稚園			幼保連携型 認定こども園			保育所				地方裁量型 認定こども園		小学校					
うち、幼稚園型 認定こども園						うち、保育所型 認定こども園											
7園			1園			5園				5園		0園		0園		0校	
国	公	私	国	公	私	国	公	私	公	私	公	私	公	私			
0	5	2	-	0	1	-	2	3	3	2	0	0	-	0			
⑥ 訪問回数（回）（平成30年3月31日時点）																	
幼稚園			幼保連携型 認定こども園			保育所				地方裁量型 認定こども園		小学校					
うち、幼稚園型 認定こども園						うち、保育所型 認定こども園											
8回			1回			5回				7回		0回		0回			
国	公	私	国	公	私	国	公	私	公	私	公	私	公	私			
0	6	2	-	0	1	-	2	3	3	4	0	0	-	0			
⑦ ⑤以外への派遣回数（回）（平成30年3月31日時点）																	
5回		町役場、公民館等で研修会を実施															

## 【テーマ】

1. 広域かつ施設数が多い中での、幼児教育相談員の仕組みの導入・推進について
2. ECEQ コーディネーターの活用効果について

## 1. 広域かつ施設数が多い中での、幼児教育相談員の仕組みの導入・推進について

## ①事業開始前の状況

公立幼稚園及び公立幼稚園型認定こども園のみ、教育局の義務教育指導班指導主事（小・中学校籍であり、幼児教育施設における勤務経験無し）が園訪問をし、参観した保育の内容や教育課程等について指導助言を行っていた。

私立幼稚園については総務部学事課が、保育所及び認定こども園は保健福祉部子ども子育て支援課が担当しているが、いわゆる検査・監査業務が中心であり、教育・保育の内容に係る指導助言は行っていない。

## ②現在の取組に至る経緯

就学前から法令に準拠した遊びを通した非認知的能力の育成を重視した教育・保育の徹底が、本道の長年の課題である小学校以降の子ども達の学力・体力の向上に繋がるということを、事前に関係部局間で確認するとともに、幼児教育関係団体等と協議の場をもつなどした上で、文科省の委託事業に応募することの意義について、共通理解を図った。

## ③取組を開始・推進するにあたっての政策決定過程

<平成 28 年度 11 月～>

- 担当課において、公私・幼保を超えた幼児教育の共通理解が十分ではない状況を踏まえ、段階を踏まずに幼児教育相談員を派遣しようとしても受け入れてもらえないのではないかと懸念から、まずは関係者が一堂に会する場を設けることで、幼児教育相談員派遣の地固めに取り組むことから始めることが必要ではないかという議論がなされた。
- 本道は広域であることから、①段階的に幼児教育相談員を配置すること、②財政的に常勤での雇用は難しいことから謝金を支払う形で各管内に複数名を配置すること、③これまでの行政と各幼児教育施設との関係性に鑑み、いきなり幼児教育相談員派遣の通知を出すのではなく、幼児教育施設側から園内研修の必要性や講師派遣の要望を引き出す形をとることが先決であることについて、関係部局間で協議した。
- 幼児教育相談員派遣に係る経費は、当面、国費を活用することとし、派遣に係る担当部局は文科省委託事業を担当する教育庁総務政策局教育政策課が行うこととした。
- 12 月に関係団体の代表や有識者を委員とした北海道幼児教育研究協議会を立ち上げ、第一回の会議で、2 管内をモデル地区とし「幼児教育相談員派遣事業」の実施を議題とし、委員から意見をいただくとともに、関係団体の協力を要請した。
- 12 月に関係団体等からの情報提供を受け、2 管内（上川、十勝）の幼児教育相談員の人選を行い、教育政策課長及び主査が候補者の元に出向き、事業の趣旨及び内容を説明した。
- 1 月に幼児教育相談員の委嘱作業を完了するとともに、2 管内（上川、十勝）の幼児教育施設及び幼児教育を担当する市町村部局に対し、幼児教育の充実に係る機運醸成と幼児教育相談員派遣事業の PR を兼ねた「幼児教育を語る会」の実施を通知した。
- 2 月の土曜日の午後に、2 管内（上川、十勝）で「幼児教育を語る会」を実施した。
- 2 月末に 2 管内（上川、十勝）で「幼児教育相談員派遣事業」の実施を通知した。
- 3 月に北海道幼児教育研究協議会の第三回の会議を実施した際、次年度は 7 管内で「幼児教育相談員派遣事業」を実施する旨を説明し、関係団体の協力を要請した。

<平成 29 年度>

- 5 月から新たに実施する 5 つの管内の幼児教育相談員候補者の元を教育庁総務政策局教育政策課主幹及び主査で訪問し、事業の趣旨及び内容を説明した。
- 6 月に渡島管内、8 月に胆振管内、9 月にオホーツク管内と空知管内で事業の通知をした。2 月中に石狩管内で通知する予定である。
- また、8～11 月の週末で、全道 14 管内において「幼児教育を語る会」を実施し、その際、幼稚園教育要領等の改訂（改定）に係る講演と幼保小の教職員による保育実践を題材としたグループワークによる意見交流を行った。意見交流では研修の必要感をもたせる工夫をし、ま

とめの中で、「幼児教育相談員派遣事業」の紹介をするとともに、既に事業を展開している管内においては、幼児教育相談員を紹介する場面を設けた。

- 幼児教育相談員による助言の質を向上させるため、立場や視点の異なる幼児教育相談員が一堂に会した研修を行うことにより、どの幼児教育相談員であっても幼稚園教育要領等に基づいた助言がなされるよう、幼児教育相談員を配置している管内ごとに行政説明、講話、演習・協議を内容とした「幼児教育相談員研修」を実施した。とりわけ演習・協議では、ビデオカンファレンスで指導方法を協議したり、模擬助言を通して訪問先の保育者を認め、意欲を向上させる助言の在り方を協議したりした。

#### ④今後の方向性

- 平成 30 年度は全道 14 管内に幼児教育相談員を配置し、本事業を展開する。
- 既に本事業を実施している管内においても、必要に応じて幼児教育相談員を新たに配置するなどし、地域の実情に応じて改善していく。
- 幼児教育相談員の資質に関する一定の規準、質の担保、後進性など人材の確保、更なる発掘を含めた人材育成のあり方などについて、関係団体と協議しながら、整理する。

## 2. ECEQ コーディネーターの活用効果について

### ①事業開始前の状況

- 平成 28 年度の段階で、札幌市を除く道内の ECEQ コーディネーターは 2 名、研修中が 2 名であった。
- これまで、ECEQ コーディネーターを道及び道教委主催の研修等で活用したことはなかった。

### ②現在の取組に至る経緯

- 平成 28 年度に実施した北海道幼児教育研究協議会の場において、委員である北海道私立幼稚園協会の会長から ECEQ コーディネーターを幼児教育相談員として活用してほしいという発言があり、本道の取組に対して非常に協力的であった。
- これまで本道においては、公立園出身の幼児教育相談員が私立園に入ることの難しさが予想されたことや、どの私立園が質の高い教育・保育を行っているかについての客観的な判断が難しいことなどから、ECEQ コーディネーターが一つの基準となるのではないかと期待し、幼児教育相談員として登用することに決めた。

### ③取組を開始・推進するにあたっての政策決定過程

- 平成 29 年度の段階で ECEQ コーディネーターは 4 名おり（石狩管内 1、渡島管内 1、オホーツク管内 1、上川管内 1）、全員を幼児教育相談員として委嘱した。
- 平成 29 年度は、渡島管内と上川管内の ECEQ コーディネーターが幼児教育相談員として派遣された。幼児教育に係る理解については双方とも力量があるものの、助言についてはパーソナリティに依拠する部分もあり、アンケートからも評価が分かれるところもあるが、今後、助言の場を重ねることで、質の向上が図られると考える。
- 幼児教育相談員研修における模擬助言の場面では、ECEQ コーディネーターが全日本私立幼稚園幼児教育研究機構主催の研修内容を他の幼児教育相談員に情報提供する場面が見られ、一方的な話ではなく、よさを認めた上で、質問しながら保育者の考えや子ども理解について情報を得たり、課題について気付かせたりすることの大切さなどについて他の幼児教育相談員と共有していた。

### ④今後の方向性

- 現在、研修中の方が上川管内に 1 名いることから、次年度、新たにその方を幼児教育相談員に委嘱する。
- また、養成校が無い管内や、保育実践に係る園内研修が普及していない管内については ECEQ コーディネーターを輩出することにより、管内の幼児教育の牽引役を担う園長を育成し、幼児教育相談員として活用できることから、関係団体に協力を依頼しながら、幼児教育相談員にふさわしい人材を確保していく。